

新旧対象表

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則（平成17年規則第6号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（対象者）</p> <p>第3条 受講費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、本市に居住する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>(1) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>（助成対象講座）</p> <p>第4条 受講費用の助成の対象とする講座（以下「助成対象講座」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（助成額等）</p> <p>第5条 受講費用の助成額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 講座の受講開始時において、前条第1号の一般教育訓練又は同条第2号の特定一般教育訓練に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない助成対象者 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下同じ。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、算定された額が200,000円を超えるときは、受講費用の助成額は200,000円とし、<u>12,000円</u>を超えないときは、受講費用の助成はしない。</p>	<p>（対象者）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</u></p> <p>(2)・(3) 同 左</p> <p>（助成対象講座）</p> <p>第4条 同 左</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p><u>(4) 前号に掲げるもののほか、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の促進に資すると認められる講座であって市長が必要と認めるもの</u></p> <p>（助成額等）</p> <p>第5条 同 左</p> <p>(1) 講座の受講開始時において、前条第1号の一般教育訓練又は同条第2号の特定一般教育訓練に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない助成対象者 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下同じ。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、算定された額が200,000円を超えるときは、受講費用の助成額は200,000円とし、<u>8,000円</u>を超えないときは、受講費用の助成はしない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 講座の受講開始時において、前条第3号の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができない助成対象者<u>(次号に掲げる者を除く。)</u> 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、算定された額が修学年数に400,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>400,000円</u>を乗じて得た額(その額が<u>1,600,000円</u>を超えるときは、<u>1,600,000円</u>)とし、<u>12,000円</u>を超えないときは、受講費用の助成はしない。</p> <p>(3) 講座の受講開始時において、前条第3号の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができない助成対象者<u>(当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等(当該教育訓練を修了した日に就職等をしている場合を含む。))をした者に限る。)</u> 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、算定された額が修学年数に600,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>600,000円</u>を乗じて得た額(その額が<u>2,400,000円</u>を超えるときは、<u>2,400,000円</u>)とし、<u>12,000円</u>を超えないときは、受講費用の助成はしない。</p> <p>(4) 講座の受講開始時において、<u>前3号以外の助成対象者</u> 前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該助成対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額(助成対象講座の指定)</p> <p>第6条 省 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) <u>母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類</u></p>	<p>(2) 講座の受講開始時において、前条第3号の専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができない助成対象者 当該助成対象者が助成対象講座の受講のために支払った費用の額に100分の60を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、算定された額が修学年数に<u>200,000円</u>を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に<u>200,000円</u>を乗じて得た額(その額が<u>800,000円</u>を超えるときは、<u>800,000円</u>)とし、<u>8,000円</u>を超えないときは、受講費用の助成はしない。</p> <p>(3) 講座の受講開始時において、<u>前2号以外の助成対象者</u> 第1号又は第2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該助成対象者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額(助成対象講座の指定)</p> <p>第6条 同 左</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) <u>児童扶養手当を受給している場合にあつては児童扶養手当証書の写し(8月から10月までの間に申請する場合を除く。)、それ以外の場合にあつては当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父の所得額を証する書類(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 省 略 3～5 省 略 (講座受講修了後等に行う受講費用の助成)</p> <p>第7条 助成対象講座の指定を受けた母子家庭の母又は父子家庭の父が受講費用の助成を受けようとするときは、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書(別記第4号様式)により、助成対象講座の受講が修了した日(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる助成対象者にあつては、当該給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 前条第2項第1号及び第2号に規定する書類</p> <p>(2) 省 略</p> <p>(3) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する書類</p> <p>(4)・(5) 省 略 3～6 省 略</p>	<p>者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得額を証する書類を併せて添付するものとする。) (申請の日の属する月が1月から6月までの場合にあつては前々年、7月から12月までの場合にあつては前年の所得に係るもの)</p> <p>(3) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額(申請の日の属する月が1月から6月までの間に申請する場合にあつては前々年、7月から12月までの場合にあつては前年の所得)を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類</p> <p>(4) 同 左 3～5 同 左 (受講費用の助成)</p> <p>第7条 助成対象講座の指定を受けた母子家庭の母又は父子家庭の父が受講費用の助成を受けようとするときは、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書(別記第4号様式)により、助成対象講座の受講が修了した日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 同 左</p> <p>(1) 前条第2項第1号から第3号までに規定する書類</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書</p> <p>(4)・(5) 同 左 3～6 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>7 <u>第5条第2号に該当する助成対象者に支給する場合にあっては、雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間ごとの支給を決定することができるものとする。</u> <u>(就職等後に行う受講費用の助成)</u></p> <p>第7条の2 <u>第5条第3号に規定する助成対象者が前条の受講費用に加えて受講費用の助成を受けようとするときは、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書(追加支給用)(別記第4号様式の2)により、助成対象講座の受講が修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、就職等をした日(専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けることができる助成対象者にあっては、当該給付金の支給額が確定した日)から30日以内に、市長に申請しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、前条第2項各号に規定する書類及び第4条第3号の専門実践教育訓練に係る資格を取得したことを証明する書類を添えなければならない。</u></p> <p>3 <u>第6条第3項及び前条第4項から第6項までの規定は、同条の受講費用に加えて受講費用を助成する場合について準用する。</u></p>	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別 記

第1号様式（第6条第1項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成対象講座の指定を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名												
個 人 番 号												
生 年 月 日	年			月			日					
住 所	（郵便番号 ー ）											
電 話 番 号												
教育訓練施設の 名称及び所在地												
教育訓練講座の名称												
教育訓練の期間	年 月 日から			年 月 日まで								
取得予定資格名称												
受講費用の予定額	入学科	受講料	合計額									
	円	円	円									
雇用保険法による教育訓練 給付金受給資格の有無	有 無											
過去における自立支援教育 訓練費用の助成の有無	有 無											
児童扶養手当の 受給の有無	有 無											

別 記

第1号様式（第6条第1項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成対象講座の指定を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名												
個 人 番 号												
生 年 月 日	年			月			日					
住 所	（郵便番号 ー ）											
電 話 番 号												
教育訓練施設の 名称及び所在地												
教育訓練講座の名称												
教育訓練の期間	年 月 日から			年 月 日まで								
受講費用の予定額	入学科	受講料	合計額									
	円	円	円									
雇用保険法による教育訓練 給付金受給資格の有無	有 無											
過去における自立支援教育 訓練費用の助成の有無	有 無											
児童扶養手当の 受給の有無	有 無											
浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第6条第2項第2号及び第3号の所得の額を証する書類に係る事実について、市が保有する情報により確認することに同意するので署名します。												
											氏名	

改 正 後

改 正 前

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等			
1 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
2 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
3 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
4 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
5 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
(備考)			

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自己に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等			
1 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
2 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
3 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
4 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
5 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
(備考)			

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当を受給している場合においては児童扶養手当証書の写し（8月から10月までの間に申請する場合を除く。）、それ以外の場合においては母子家庭の母又は父子家庭の父の所得額を証する書類（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得額を証する書類を併せて添付するものとする。）（申請の日の属する月が1月から6月までの場合においては前々年、7月から12月までの場合においては前年の所得に係るもの）
- (3) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父が専業主婦又は専業主夫のみならず適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第402号）第4条第2項第3号に規定する所得額の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額（申請の日の属する月が1月から6月までの間に申請する場合においては前々年、7月から12月までの場合においては前年の所得）を証明する書類その他の当該事実を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

改 正 後

改 正 前

第4号様式（第7条第1項）

第4号様式（第7条第1項）

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書

年 月 日

年 月 日

（宛先）浦安市長

（宛先）浦安市長

氏名

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	
教育訓練施設 の名称及び所在地	
教育訓練講座の名称	
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで
受 講 費 用	入学科 受講料 合計額 円 円 円
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	
教育訓練施設 の名称及び所在地	
教育訓練講座の名称	
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで
受 講 費 用	入学科 受講料 合計額 円 円 円
雇用保険法による教育 訓練給付金の受給額	円
<p>浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第1項第1号の所定の額を証する書類に係る事項について、市が保有する情報により確認すること に同意するので署名します。</p>	
氏名	

改 正 後

改 正 前

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等			
1 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
2 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
3 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
4 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
5 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
(備考)			

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの専し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定決定通知書
- (4) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書又は受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する書類
- (5) 教育訓練施設の長が、受講費用について発行した領収書
- (6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等			
1 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
2 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
3 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
4 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
5 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所	続柄		
(備考)			

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 就業促進手当に申請している場合にあっては就業促進手当証書の写し（当該手当の額に申請する場合は除く。）、それ以外の場合にあっては母子家庭の母又は父子家庭の父の所得額を算する書類（所得税法に規定する所得控除対象世帯員（世帯世帯の者に限る。）がある者において、当該所得控除対象世帯員の数を明らかにすることができるとする書類及び当該所得控除対象世帯員の所得額を算する書類を併せて提出するものとする。）、世帯の世帯員が1月から3月までの場合にあっては前々年、4月から3月までの場合にあっては前年の所得に係るもの）
- (3) 当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父が専業主婦又は専業主夫のみならず、パート労働者（就業促進手当支給令（昭和55年政令第10号）第二条第三項第三号に規定する所得割の控除対象者に該当する者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は当該父子家庭の父と当該子に対する所得出願（世帯の世帯員が1月から3月までの間に生計する場合は、当該世帯の世帯員が1月から3月までの場合にあっては前々年、4月から3月までの場合にあっては前年の所得）を算する書類その他の当該世帯を明らかにする書類
- (4) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定決定通知書
- (5) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書
- (6) 教育訓練施設の長が、受講費用について発行した領収書
- (7) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類

改 正 後

改 正 前

第4号様式の2(第7条の2第1項)

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成申請書(追加支給用)

年 月 日

(宛先) 浦安市長

氏名

ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(郵便番号 ー)
電 話 番 号	
教育訓練施設の名称及び所在地	
教育訓練講座の名称	
教育訓練の期間	年 月 日から 年 月 日まで
資格名称及び資格取得年月日	(資格名称) (資格取得年月日) 年 月 日
就職先等名称及び就職等年月日	(就職先等名称) (就職等年月日) 年 月 日
事業主の証明	(就業先住所) (就業先電話番号)
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する 年 月 日 事業主氏名 (法人の場合は名称・代表者氏名)
受講費用	入学科 円 受講料 円 合計額 円
雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円

改 正 後

改 正 前

申請者と同一の世帯に属する者の氏名等			
1 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所		続柄	
2 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所		続柄	
3 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所		続柄	
4 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所		続柄	
5 氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
個人番号			
住所		続柄	
(備考)			

添付書類

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその子の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類
- (3) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成対象講座指定決定通知書
- (4) 教育訓練施設の長の助成対象講座の修了を認定する証明書
- (5) 教育訓練施設の長が、受講費用について発行した領収書
- (6) 雇用保険法による教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
- (7) 雇用保険法施行規則第101条の2の7第2号に規定する専門実践教育訓練に係る資格を取得したことを証明する書類

改 正 後

改 正 前

第5号様式 (第7条第5項)

省 略

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成について、次のとおり助成することに決定しましたので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第5項 (第7条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

省 略

省 略	
助 成 決 定 額	
備 考	

第6号様式 (第7条第5項)

省 略

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成について、次の理由により却下しましたので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第5項 (第7条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

省 略
省 略

第5号様式 (第7条第5項)

同 左

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成について、次のとおり助成することに決定しましたので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第5項の規定により通知します。

同 左

同 左	
同 左	

第6号様式 (第7条第5項)

同 左

浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成について、次の理由により却下しましたので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第5項の規定により通知します。

同 左
同 左

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式(第7条第6項) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成請求書 省 略 氏名</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第6項(第7条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">省 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、令和7年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、施行日以後に講座を修了する者について適用し、施行日前に講座を修了した者については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、改正後の規則第7条第7項の規定は、施行日以後に講座の指定を受ける者について適用し、施行日前に講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>改正後の規則第3条第1号の規定は、施行日前に改正前の浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第6条の規定により受講する対象講座の指定を受けた者について適用しない。この場合において、当該者は、母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証明する書類を添えずに、改正後の規則第6条第1項、第7条第1項又は第7条の2第1項の規定による申請を行うことができる。</u></p>	<p>第7号様式(第7条第6項) 浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用助成請求書 同 左 氏名 ㊞</p> <p>年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった助成を受けたいので、浦安市ひとり親家庭自立支援教育訓練費用の助成に関する規則第7条第6項の規定により、次のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前